

## 九州大学教員の任期に関する規則

平成16年度九大規則第75号  
制定：平成16年4月1日  
最終改正：令和5年3月30日  
(令和4年度九大規則第74号)

(趣旨)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、九州大学（以下「本学」という。）の教育研究の活性化を図ることを目的として、本学における教員の任期について必要な事項を定める。

(教育研究組織及び職等)

第2条 任期を定めて雇用する教員（教授、准教授、講師、助教及び教務助手をいう。以下同じ。）の教育研究組織及び職等は、別表に定めるとおりとする。

(特例任期)

第2条の2 任期を定めて雇用する教員が、別表に定める任期の期間内に、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号）第39条第1項に規定する育児休業を取得する場合、国立大学法人九州大学女性職員の保護措置に関する規程（平成16年度九大就規第25号）第3条第1項、第4条第1項及び第4条の2の規定に基づく休業を取得する場合その他これらに準ずると認められる場合は、別表の規定にかかわらず、教授会（学内共同教育研究センターにあっては運営委員会等）の議を経て部局長が定めるところにより、当該教員について任期の満了後に特例任期を定めることができる。ただし、当該教員の任期は、特例任期を含め10年以内とする。

(雇用の同意)

第3条 任期を定めて教員を雇用する場合には、当該雇用される者の同意を得なければならない。

(審査の申立て)

第4条 別表において、任期の満了後における再任を可と規定する教育研究組織に所属する教員で、当該任期の満了に当たり行われる再任の可否に係る教授会（学内共同教育研究センターにあっては運営委員会等）の審査結果に不服がある者は、総長に審査の申立てを行うことができるものとする。

2 審査の申立ての手續等については、別に定めるところによる。

(公表)

第5条 この規則を定め、又は改正したときは、本学の学報等により、広く周知を図るものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、総長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表中経済学研究院経済工学部門経済システム解析講座及び数理情報講座については施行日以後に雇用される教員から、数理学研究院については平成16年5月1日以後に雇用される教員から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に九州大学教員の任期に関する規則（平成13年4月1日施行。以下「旧規則」という。）の規定に基づき任期を定めて雇用されている教員のうち、第3条に規定する同意書の提出により、平成16年4月1日以降も引き続き任期を定めて雇用される教員の任期については、別表の任期の規定にかかわらず、平成16年4月1日から旧規則により任期を定めて雇用された期間の末日までとする。
- 3 この規則の施行後に雇用される生体防御医学研究所附属感染防御研究センターの教員のうち、別表の任期の規定により、その任期が平成23年3月31日を越える場合は、同表の任期の規定にかかわらず、当該任期の末日を平成23年3月31日までとする。
- 4 この規則の施行後に雇用される応用力学研究所の附属力学シミュレーション研究センター及び附属炉心理工学研究センターの教員については、同表の任期の規定にかかわらず、当該任期

の末日を平成19年3月31日までとする。

- 5 第2条の規定にかかわらず、病院口腔包括診療科に、任期を定めて雇用する教員を置き、対象となる職等は次の表に掲げるとおりとする。

教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
部局名	部門、講座、研究部門等				
病院	口腔包括診療科	教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		准教授	5年	再任可。 ただし、 2回限りとする。	法第4条第1項第1号
		講師	5年	再任可。 ただし、 2回限りとする。	法第4条第1項第1号
		助教	5年	再任可。 ただし、 2回限りとする。	法第4条第1項第1号

- 6 前項の規定は、九州大学教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（平成28年度九大規則第68号。）の施行日（以下「改正規則施行日」という。）の前日において、病院口腔総合診療部又は特殊歯科総合治療部（以下「改組前診療部」という。）に任期を定めて現に雇用され、かつ、当該任期の終期が改正規則施行日以降となっている者であって、改正規則施行日以降も引き続き口腔包括診療科の同一の職の教員として雇用されるもの（以下「任期引継ぎ教員」という。）に適用されるものとする。
- 7 任期引継ぎ教員の任期は、第5項に規定する任期から、改正規則施行日の前日までに改組前診療部の教員として在職した期間を控除した期間とする。
- 8 任期引継ぎ教員の再任の回数は、第5項に規定する回数から、改正規則施行日の前日までに改組前診療部の教員として再任された回数を控除した回数とする。
- 9 前項の規定にかかわらず、任期引継ぎ教員で、改正規則施行日以降の最初の再任時に、引き続き同一の教育研究組織及び職に任期の定めのない教員として雇用されることに同意したものについては、任期の定めのない教員とする。

附 則（平成16年度九大規則第191号）

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の九州大学教員の任期に関する規則に基づき任期を定めて雇用されている医学研究院の教員の任期の終期については、当該教員に付されている任期の終期のとおりとし、同教員の再任に関する事項の回数については、当該終期をもって1回目とする。

附 則（平成17年度九大規則第90号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第156号）

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の九州大学教員の任期に関する規則（以下「旧規則」という。）に基

づき任期を定めて教授又は講師として雇用され、当該任期の終期がこの規則の施行日（以下「施行日」という。）以降となっている者で、施行日に、引き続き同一の部門、講座又は研究部門等（以下「同一部門等」という。）の同一の職に在職するものの任期の終期については、施行日前に当該教員に付されている任期の終期のとおりとする。

3 旧規則に基づき任期を定めて助教授として雇用され、当該任期の終期が施行日以降となっている者（以下「任期継続者」という。）で、施行日に、引き続き同一部門等の准教授として在職するものの任期については、この規則による改正後の別表に規定する任期から、旧規則に基づき助教授として在職した期間を控除した期間とする。

4 任期継続者のうち、農学研究院植物資源科学部門の助教授である者が、施行日に同研究院動物資源科学部門の准教授となった場合の任期については、この規則による改正後の別表に規定する任期から、旧規則に基づき助教授として在職した期間を控除した期間とする。

附 則（平成19年度九大規則第53号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第29号）

この規則は、平成20年10月1日から施行し、同日以後に理学研究院物理学部門の助教となる者から適用する。

附 則（平成20年度九大規則第108号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表中応用力学研究所（以下「研究所」という。）の助教に係る規定については、同日以後に研究所の助教となるものから適用し、この規則による改正前の九州大学教員の任期に関する規則に基づき任期を定めて研究所に雇用されている者は、なお従前の例による。

附 則（平成21年度九大規則第76号）

1 この規則は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則の施行後に雇用される生体防御医学研究所附属生体多階層システム研究センターの教員のうち、この規則による改正後の九州大学教員の任期に関する規則（以下「新規則」という。）別表の任期の規定により、その任期が平成32年3月31日を越える場合は、同表の任期の規定にかかわらず、当該任期の末日を平成32年3月31日までとする。

3 この規則の施行後に雇用される生体防御医学研究所附属感染ネットワーク研究センターの教員のうち、新規則別表の任期の規定により、その任期が平成31年3月31日を越える場合は、同表の任期の規定にかかわらず、当該任期の末日を平成31年3月31日までとする。

4 この規則による改正前の九州大学教員の任期に関する規則（以下「旧規則」という。）に基づき任期を定めて生体防御医学研究所附属感染防御研究センターの教授、准教授又は助教として雇用され、当該任期の終期が施行日以降となっている者で、施行日に同研究所附属生体多階層システム研究センターの同一の職に在職するものの任期については、新規則別表に規定する任期から、旧規則に基づき教授、准教授又は助教として在職した期間を控除した期間とする。この場合において、当該教授、准教授又は助教の任期は、新規則別表の任期の規定により、その任期が平成32年3月31日を越える場合は、同表の任期の規定にかかわらず、当該任期の末日を平成32年3月31日までとする。

附 則（平成22年度九大規則第121号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第38号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第141号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（再任回数の特例）

第2条 この規則施行の際現に改正前の九州大学教員の任期に関する規則（以下「旧規則」という。）に基づき任期を定めて雇用されている生体防御医学研究所の教員の任期の終期については、当該教員に付されている任期の終期のとおりとし、同教員の再任回数については、当該終

期に伴う再任を改正後の九州大学教員の任期に関する規則（以下「新規則」という。）別表の再任に関する事項欄の回数に算入しないものとする。

（時限施設における任期の末日の取扱い）

- 第3条 この規則の施行後に雇用される生体防御医学研究所附属生体多階層システム研究センターの教員のうち、新規則別表の任期の規定により、その任期が平成32年3月31日を越える場合は、同表の任期の規定にかかわらず、当該任期の末日を平成32年3月31日までとする。
- 2 この規則の施行後に雇用される生体防御医学研究所附属感染ネットワーク研究センターの教員のうち、新規則別表の任期の規定により、その任期が平成31年3月31日を越える場合は、同表の任期の規定にかかわらず、当該任期の末日を平成31年3月31日までとする。
- 3 旧規則に基づき任期を定めて生体防御医学研究所附属生体多階層システム研究センター及び感染ネットワーク研究センターの教員として雇用された者の当該任期の末日の取扱いは、なお従前の例による。

附 則（平成24年度九大規則第6号）

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第84号）

- 第1条 この規則は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 第2条 この規則施行の際現にこの規則による改正前の九州大学教員の任期に関する規則（以下「旧規則」という。）に基づき任期を定めて雇用されている教員の任期に関する事項については、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、比較社会文化研究院の環境変動部門、社会情報部門及び文化空間部門の助教、経済学研究院の経済工学部門及び産業マネジメント部門の助教、同研究院の産業・企業システム部門の講師、理学研究院の物理学部門の助教、数理学研究院数理科学部門の助教、附属図書館付設記録資料館産業経済資料部門の助教並びにマス・フォア・インダストリ研究所の数学テクノロジー先端研究部門、応用理論研究部門及び基礎理論研究部門の助教で、施行日以降の最初の再任時に、引き続き同一の教育研究組織及び職にこの規則による改正後の九州大学教員の任期に関する規則（以下「新規則」という。）に基づき任期を定めて雇用される教員（以下「新任期付き教員」という。）として雇用されることに同意したものについては、新任期付き教員とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる教員については、任期の定めのない教員とする。
- (1) 比較社会文化研究院の環境変動部門、社会情報部門及び文化空間部門の講師並びに薬学研究院、工学研究院及び農学研究院の全部門の教員で、施行日に、引き続き同一の教育研究組織及び職に任期の定めのない教員として雇用されることに同意したもの
- (2) 医学研究院の基礎医学部門、先端医療医学部門、臨床医学部門、分子生命科学系部門、医学教育学部門、応用幹細胞医科学部門及び保健学部門の教員、歯学研究院の全部門の教員並びに病院の口腔保健科、口腔機能修復科、口腔顎顔面外科、口腔総合診療部及び特殊歯科総合診療部の教員で、施行日以降の最初の再任時に、引き続き同一の教育研究組織及び職に任期の定めのない教員として雇用されることに同意したもの
- 第3条 旧規則に基づき任期を定めて生体防御医学研究所附属遺伝情報実験センターの教授、准教授、講師又は助教として雇用され、当該任期の終期が施行日以降となっている者で、施行日に同研究所附属トランスオミクス医学研究センターの同一の職に在職するものの任期については、新規則別表に規定する任期から、旧規則に基づき教授、准教授、講師又は助教として在職した期間を控除した期間とする。
- 附 則（平成25年度九大規則第24号）
- 第1条 この規則は、平成25年8月1日から施行する。
- 第2条 この規則による改正後の九州大学教員の任期に関する規則（以下「新規則」という。）第2条の規定は、施行日以降に雇用される者から適用し、施行日の前日において現に雇用されている者であって、施行日以降も引き続き雇用されるものについては、なお従前の例による。
- 第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる教員については、新規則第2条の規定に基づき任期を定めて雇用される教員（以下「新任期付き教員」という。）とする。

(1) 応用力学研究所（附属自然エネルギー統合利用センターを除く。）の助教で、施行日以降の最初の再任時に、引き続き同一の教育研究組織及び職に新任期付き教員として雇用されることに同意したもの

(2) 応用力学研究所附属自然エネルギー統合利用センターの教授、准教授、講師又は助教で、施行日に、引き続き同一の教育研究組織及び職に新任期付き教員として雇用されることに同意したもの

2 応用力学研究所附属自然エネルギー統合利用センターの新任期付き教員のうち、新規則第2条別表の任期の規定により、その任期が平成35年3月31日を越える場合は、同表の任期の規定にかかわらず、当該任期の末日を平成35年3月31日までとする。

第4条 第2条の規定にかかわらず、産学連携センターの全部門の教授、准教授又は講師で、施行日以降の最初の再任時に、引き続き同一の教育研究組織及び職に任期の定めのない教員として雇用されることに同意したものについては、任期の定めのない教員とする。

附 則（平成25年度九大規則第46号）

1 この規則は、平成25年11月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学教員の任期に関する規則第2条の規定は、施行日以降に雇用される者から適用し、施行日の前日において現に雇用されている者であって、施行日以降も引き続き雇用されるものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、産学連携センターの助教で、施行日以降の最初の再任時に、引き続き同一の教育研究組織及び職に任期の定めのない教員として雇用されることに同意したものについては、任期の定めのない教員とする。

附 則（平成25年度九大規則第155号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第5号）

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第41号）

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学教員の任期に関する規則別表の規定は、平成25年4月1日以降に理学研究院物理学部門の助教として採用された者から適用し、平成25年3月31日以前に同研究院同部門の同一の職に採用され、施行日以降も引き続き雇用されるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第113号）

この規則は、平成27年3月1日から施行する。ただし、第2条の2及び第4条に係る改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第138号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第1号）

1 この規則は、平成27年5月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学教員の任期に関する規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、施行日以降に雇用される者から適用し、施行日の前日において現に雇用されている者であって、施行日以降も引き続き雇用されるものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、経済学研究院経済工学部門経済システム解析講座の助教で、施行日以降の再任時に、引き続き同一の教育研究組織及び職に新規則に基づき任期を定めて雇用される教員（以下「新任期付き教員」という。）として再任されることに同意したものについては、新任期付き教員とする。

附 則（平成27年度九大規則第4号）

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学教員の任期に関する規則別表の規定は、施行日以降に雇用される者から適用し、施行日の前日において現に雇用されている者であって、施行日以降も引き続き雇用されるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年度九大規則第16号）

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学教員の任期に関する規則別表の規定は、施行日以降に雇用される者から適用し、施行日の前日において現に雇用されている者であって、施行日以降も引き続き雇用されるものについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、経済学研究院産業・企業システム部門経営システム講座（留学生担当）の講師で、施行日に、引き続き同一の教育研究組織及び職に任期の定めのない教員として雇用されることに同意したものについては、任期の定めのない教員とする。

附 則（平成28年度九大規則第68号）

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第78号）

- 1 この規則は、平成29年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学教員の任期に関する規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、施行日以降に雇用される者から適用し、施行日の前日において現に雇用されている者であって、施行日以降も引き続き雇用されるものについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、生体防御医学研究所の全部門、附属トランスオミクス医学研究センター、附属多階層システム研究センター及び附属感染ネットワーク研究センターの教員で、施行日以降の最初の再任時に、引き続き同一の教育研究組織及び職に新規則に基づき任期を定めて雇用される教員（以下「新任期付き教員」という。）として雇用されることに同意したものについては、新任期付き教員とする。
- 4 附属多階層システム研究センターの新任期付き教員及びこの規則の施行後に雇用される同センターの教員の任期は、新規則別表の規定にかかわらず、当該任期の末日を平成32年3月31日までとする。
- 5 附属感染ネットワーク研究センターの新任期付き教員及びこの規則の施行後に雇用される同センターの教員の任期は、新規則別表の規定にかかわらず、当該任期の末日を平成31年3月31日までとする。

附 則（平成28年度九大規則第83号）

- 1 この規則は平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正前の九州大学教員の任期に関する規則（以下「旧規則」という。）に基づき任期を定めて応用力学研究所附属東アジア海洋大気環境研究センターの教授、准教授、講師又は助教として雇用され、当該任期の終期が施行日以降となっている者で、施行日に同研究所附属大気海洋環境研究センターの同一の職に在職するものの任期については、この規則による改正後の九州大学教員の任期に関する規則（以下「新規則」という。）別表に規定する任期から、旧規則に基づき教授、准教授、講師又は助教として在職した期間を控除した期間とする。この場合において、当該教授、准教授、講師又は助教の任期は、新規則別表の任期の規定により、その任期が平成39年3月31日を越える場合は、同表の任期の規定にかかわらず、当該任期の末日を平成39年3月31日までとする。
- 3 旧規則に基づき任期を定めて応用力学研究所附属高温プラズマ力学研究センターの教授、准教授、講師又は助教として雇用され、当該任期の終期が施行日以降となっている者で、施行日に同研究所附属高温プラズマ理工学研究センターの同一の職に在職するものの任期については、新規則別表に規定する任期から、旧規則に基づき教授、准教授、講師又は助教として在職した期間を控除した期間とする。この場合において、当該教授、准教授、講師又は助教の任期は、新規則別表の任期の規定により、その任期が平成39年3月31日を越える場合は、同表の任期の規定にかかわらず、当該任期の末日を平成39年3月31日までとする。

附 則（平成29年度九大規則第56号）

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第97号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の九州大学教員の任期に関する規則（以下「旧規則」という。）

に基づき任期を定めて生体防御医学研究所附属生体多階層システム研究センター又は附属感染ネットワーク研究センターの教授、准教授、講師又は助教として雇用され、当該任期の終期が施行日以降となっている者で、施行日に同研究所の同一の職に在職するものの任期については、この規則による改正後の九州大学教員の任期に関する規則別表に規定する任期から、旧規則に基づき教授、准教授、講師又は助教として在職した期間を控除した期間とする。

附 則（平成30年度九大規則第70号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第39号）

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第71号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の九州大学教員の任期に関する規則（以下「旧規則」という。）に基づき任期を定めて生物環境利用推進センターの教授、准教授、講師又は助教として雇用され、当該任期の終期が施行日以降となっている者で、施行日に実験生物環境制御センターの同一の職に在職するものの任期については、この規則による改正後の九州大学教員の任期に関する規則別表に規定する任期から、旧規則に基づき定められた直近の任期において在職した期間を控除した期間とする。

附 則（令和3年度九大規則第113号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規則第9号）

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

2 この規則による改正前の九州大学教員の任期に関する規則（以下「旧規則」という。）に基づき任期を定めて生体防御医学研究所附属トランスオミクス医学研究センター及び同研究所の部門の教授、准教授、講師又は助教として雇用され、当該任期の終期が施行日以降となっている者で、施行日に同研究所附属高深度オミクスサイエンスセンターの同一の職に在職するものの任期については、この規則による改正後の九州大学教員の任期に関する規則別表に規定する任期から、旧規則に基づき定められた直近の任期において在職した期間を控除した期間とする。

附 則（令和4年度九大規則第74号）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の九州大学教員の任期に関する規則（以下「旧規則」という。）に基づき任期を定めて数理学研究院数学部門及び数理科学部門の助教として雇用され、当該任期の終期が施行日以降となっている者で、施行日に同研究院代数幾何部門及び解析部門の同一の職に在職するものの任期については、この規則による改正後の九州大学教員の任期に関する規則（以下「新規則」という。）別表に規定する任期から、旧規則に基づき定められた直近の任期において在職した期間を控除した期間とする。

3 旧規則に基づき任期を定めて応用力学研究所附属自然エネルギー統合利用センター及び同研究所の教授、准教授、講師又は助教として雇用され、当該任期の終期が施行日以降となっている者で、施行日に同研究所附属再生可能流体エネルギー研究センターの同一の職に在職するものの任期については、新規規則別表に規定する任期から、旧規則に基づき定められた直近の任期において在職した期間を控除した期間とする。

## 別表

教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
部局名	部門、講座、研究部門等				
比較社会文化研究院	環境変動部門 地球変動講座 生物多様性講座 基層構造講座	助教	5年	再任可。 ただし、 1回限りとする。	法第4条第1項第1号
	社会情報部門 歴史資料情報講座	助教	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
	文化空間部門 文化動態講座	助教	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
経済学研究院	経済工学部門 経済システム解析講座	助教	3年	再任可。 ただし、 1回限りとする。	法第4条第1項第1号
	産業マネジメント部門 産業マネジメント講座	助教	3年	再任可。 ただし、 1回限りとする。	法第4条第1項第1号
理学研究院	物理学部門	助教	5年	再任可。 ただし、 1回限りとする。	法第4条第1項第2号
数理学研究院	代数幾何部門	助教	5年	再任可。 ただし、 1回限りとする。	法第4条第1項第1号
	解析部門	助教	5年	再任可。 ただし、 1回限りとする。	法第4条第1項第1号
附属図書館付設 記録資料館	産業経済資料部門	助教	3年	再任可。 ただし、 1回限りとし、再任の場合の任期は2年とする。	法第4条第1項第2号



生体防御医学研究所	全部門	教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		准教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		講師	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		助教	5年	再任可	法第4条第1項第1号
	附属高深度オミクスサイエンスセンター	教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		准教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		講師	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		助教	5年	再任可	法第4条第1項第1号
	附属システム免疫学統合研究センター	教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		准教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		講師	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		助教	5年	再任可	法第4条第1項第1号
応用力学研究所	全部門	教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		准教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		講師	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		助教	5年	再任可	法第4条第1項第1号
	附属大気海洋環境研究センター	教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		准教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		講師	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		助教	5年	再任可	法第4条第1項第1号
	附属高温プラズマ理工学研究センター	教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		准教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		講師	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		助教	5年	再任可	法第4条第1項第1号
	海洋プラスチック研究センター	教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号

		准教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		講師	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		助教	5年	再任可	法第4条第1項第1号
	附属再生可能流体エネルギー研究センター	教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		准教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		講師	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		助教	5年	再任可	法第4条第1項第1号
先導物質化学研究所	全部門	教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		准教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		講師	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		助教	5年	再任可	法第4条第1項第1号
マス・フォア・インダストリ研究所	数学テクノロジー先端研究部門	助教	5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号
	応用理論研究部門	助教	5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号
	基礎理論研究部門	助教	5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号
	数理計算インテリジェント社会実装推進部門	助教	5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号
	産業数理統計研究部門	助教	5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号
	リエゾン戦略部門	助教	5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号

	オーストラリア分室	助教	5年	再任可。 ただし、 1回限り とする。	法第4条第1項第1号
	先進暗号数理デザイン室	助教	5年	再任可。 ただし、 1回限り とする。	法第4条第1項第1号
実験生物環境制 御センター	全部門	教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		准教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		講師	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		助教	5年	再任可	法第4条第1項第1号